

株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場

平成19年5月18日

各 位

東京都中央区銀座六丁目2番1号
株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修
(コード番号:4314)
問合せ先:03-6215-9587
担 当 : 中 島 弘 樹

株式会社テーオーシーよりの 平成19年5月17日付書簡について

当社は、株式会社テーオーシー（以下「テーオーシー」といいます）の平成19年5月10日付「質問書」でご要望のありました秘密保持誓約書（案文）を5月15日付でお送りしましたところ、平成19年5月17日付同社書簡において「質問書」記載の質問事項のうち、弊社の営業秘密等に関わらない事項については、秘密保持誓約書の提出を待たずに、速やかに回答して欲しい旨のご依頼をいただきました。

当社はテーオーシーのご要望に沿って、回答に際して秘密保持誓約書の差入れが不要であると考える事項について、本日、速やかにご回答申し上げます。今後も誠実にご対応する所存です。

なお、当社が本日お送りした回答書は別紙をご参照ください。

また、当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、テーオーシー株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。弊社は不動産投資、およびそのバリューアップにおいて豊富な実績とノウハウを有しており、テーオーシーと協働することでその潜在価値を顕在化できると確信しております。弊社の提案はテーオーシー株主の皆様のさらなる利益に資するものと考えております。

公開買付けの詳細につきましては平成19年5月18日付、当社プレスリリース「株式会社テーオーシー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

平成 19 年 5 月 18 日

株式会社テーオーシー
取締役会 御中

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修

弊社および弊社グループに対する質問事項に対するご回答について

拝 啓

貴社は、平成 19 年 5 月 10 日付「貴社に対する質問事項」において弊社及び弊社グループの法令遵守体制等についてご質問されておりますが、ご質問事項が多岐にわたるため、回答には弊社の営業秘密等が含まれることになってしまいます。これについては、貴社が弊社と秘密保持契約を締結する用意がある旨の意思を表示されていることもあり、弊社は、貴社との秘密保持の取決め自体に時間はかからないと考え、貴社から秘密保持誓約書を差し入れていただいた上でご質問事項について回答申し上げる予定であり、平成 19 年 5 月 15 日付で秘密保持誓約書のドラフトを貴社宛にお送りしておりました。しかしながら、貴社からは、平成 19 年 5 月 17 日付「平成 19 年 5 月 10 日付け質問書に対するご回答のお願いについて」と題する書面において、貴社が弊社に対して秘密保持誓約書の差入れを行っていない場合であっても弊社として開示可能と判断するものについては、貴社からの秘密保持誓約書の差入れは行われていないが早期に回答するよう弊社に対するご要望がございましたので、別添のとおりご回答申し上げます。

なお、今回の弊社ご回答は、貴社から弊社に対する秘密保持誓約書の差入れが行われていないにもかかわらず、かかる状況下でも回答可能なものから回答して欲しいという貴社からのご要望に基づいてご回答申し上げているものですので、秘密保持誓約書の差入れがなくとも開示可能であると弊社が判断した範囲での情報に基づくご回答となっております。特に、株式会社ダヴィンチ・セレクト（以下「ダヴィンチ・セレクト」といいます）に関する情報につきましては、ダヴィンチ・セレクトが投資法人資産運用業認可を取得している規制業種であるということもあって、外部委員を含むコンプライアンス委員会等の機関決定がダヴィンチ・セレクトにおいて行われないとダヴィンチ・セレクトの親会社である弊社を含めた一切の第三者に対してダヴィンチ・セレクトに関する情報を開示できないことになっているため、貴社から秘密保持誓約書を差し入れていただけない段階でダヴィンチ・セレクトについて今回のご回答以上の情報をお渡しすることは困難です。また、ダヴィンチ・セレクトに関する一部の資料については、コンプライアンス委員会による承認のみならず、監督官庁からも承諾していただかないと開示できないものもあるというこ

とにご留意下さい。

なお、貴社は、平成 19 年 5 月 10 日付「平成 19 年 5 月 8 日付『質問書に対するご回答』について」と題する書面において、弊社からの回答を受けるにあたって合理的な範囲で弊社と秘密保持契約を締結する用意がある旨のご意向を示されているところから、これに応じて弊社が合理的であるとする内容の秘密保持誓約書のドラフトを平成 19 年 5 月 15 日付で貴社宛にお送りしております。貴社からお送りいただいている質問事項に今回のご回答以上の回答を行うには、貴社からの秘密保持誓約書を差し入れていただく必要がございますので、可及的速やかにお送りした秘密保持誓約書に署名してこれをご送付いただくか、又は、何か内容について修正ご依頼があるのであれば合理的な内容であれば応ずることも可能かと思いますのでいずれにせよ早急にご対応いただきますよう宜しくお願いいたします。

敬 具

[回答]

1. 貴社及び貴社グループのコンプライアンス体制について

(1) 関連会社の具体的社名及び主要な事業内容

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

(2) 当社の内部統制システム及びコンプライアンス体制の内容及び運用状況

当社は、企業価値を最大化する為に、迅速で公正な経営意思決定を行うと共に、監視・監督機能が十分発揮される内部統制体制の構築に努めております。

特に、コンプライアンスの徹底は、企業経営の根幹であることを強く意識し、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、法令及び社内規程類の遵守はもとより、広く企業倫理を含む社会的規範を遵守すべく努めております。コンプライアンス機能の更なる強化を図るため、平成 19 年 2 月に法務部からコンプライアンス担当部門を独立させ、新たにコンプライアンス部を新設しコンプライアンス・オフィサーとして外部の弁護士を招聘いたしました。業務執行に関しては、各部署が業務を諸規程に則って行っているかどうかを内部監査部が定期的にモニタリングを行い、コンプライアンス部が法的観点から適宜チェックを行っております。また、内部監査部及びコンプライアンス部が社内会議等に参加し適宜業務執行をモニタリングしております。

(3) 以下の各部門の所管業務

コンプライアンス・オフィサー (弁護士)

所管業務：

- コンプライアンスに関する一切の相談への対応
- 法的観点に基づく助言、提言、解説
- 社内研修会における意見聴取、解説、指導
- コンプライアンス文書・法務関連文書等の確認等

コンプライアンス部 1名

所管業務：

- 法令等関連資料の収集、作成
- 社内における、コンプライアンスに関する意見や情報の収集
- 各種規約の作成、編集
- コンプライアンス関連文書のチェック
- 社内研修会等のスケジュール調整
- コンプライアンス・オフィサーへの報告等

法務部 1名 (司法書士)

所管業務：

- 登記及び登記に関連する業務
- 外部委託先 (司法書士、公認会計士等) への連絡・業務の依頼
- 法定文書の作成

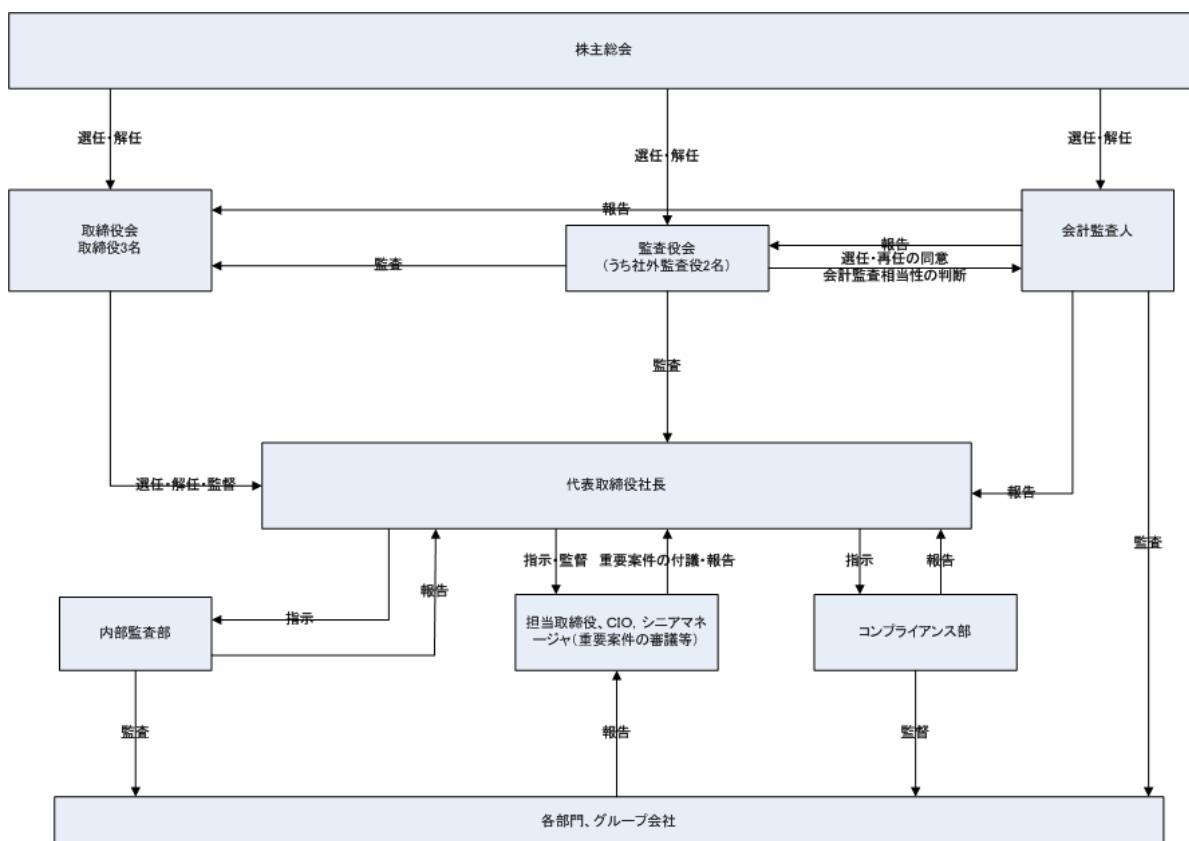
内部監査部 2名

所管業務：

- 定期的な内部監査計画の作成・実施
- 内部統制の有効性、業務執行の状況の監査
- 代表取締役社長及び監査役への報告

全体像の概略につきましては、下記の図をご参照ください。

尚、平成 18 年 12 月 31 日現在の当社従業員数は、79 人（単体）となります。



（４）株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの行動基準

具体的内容につきましては、別紙「株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの行動基準」をご参照ください。本行動基準は、社内規程の一部を構成するものであります。従いましてこれについての違反行為については、就業規則の定めに基づき、適正な処分が行われます。

（５）当社における法令等の遵守体制に関する監視体制

社外からの経営監視機能といたしまして、弁護士の船橋茂紀及び公認会計士の安田幸一の2名を社外監査役に登用し、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査しており、経営監視機能の面で十分に機能する体制が整っております。

監査の状況に関しては、代表取締役社長直轄の組織である内部監査部の専任者によって、日々の業務が関連する法令及び社内規程類のもと、適切かつ有効に行われているか定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。また、その結果を代表取締役社長及び監査役に定期的に報告をしております。

外部監査に関しては、会社法及び証券取引法に基づく会計監査について、当社と監査契約を締結しているあずさ監査法人が、年間の監査計画に従い、会計監査を実施しております。

(6) 過去2事業年度及び当事業年度における監督省庁からのご指導及び処分

該当する事実はございません。

(7) 当社グループの取引の概要等

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

(8) 上記(7)にかかわる対応について

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

2. 本件行政処分を受ける原因となった事項（以下「本件事項」といいます。）の具体的な内容について

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

3. ダヴィンチ・セレクト社の具体的なコンプライアンス体制について

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

4. 貴社とダヴィンチ・セレクト社の関係及び本件事案に関する貴社の関与について

本件は、営業上の機密事項等守秘義務にかかわるご質問であるため、現時点でお答えいたしかねます。秘密保持誓約書の締結後にご回答申し上げます。

5. その他

(1) 違反事実および法令遵守体制の状況

該当する事実はございません。

現在当社は、常に法令等を尊重した経営を行うべく、格段の注意をもって努力いたしております。会社法、証券取引法の遵守はもとより、各種法令の要請に則った適正な経営が行われるよう、全役職員が一体となって取り組んでおります。

以上